

愛知県は、愛知県芸術劇場等運営等事業について2025年1月10日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定に基づく実施方針を公表しました。

今般、PFI法第7条の規定に基づき、特定事業を選定したので、PFI法第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

2025年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術 劇場の運営（愛知県芸術劇場等運営等事業）

特定事業の選定について

2025 年 2 月

愛知県

目次

I	特定事業の選定に係る評価の趣旨	1
II	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業に供される公共施設の種類	1
(3)	公共施設の管理者	1
(4)	事業目的	1
(5)	事業概要	2
(6)	事業期間	4
III	選定の基準及び評価の方法	4
1	選定の基準	4
2	評価の方法	4
IV	評価内容	5
1	定量評価	5
2	定性評価	5
(1)	事業者の投資による地域における文化芸術の拠点としての賑わい創出	5
(2)	効率的かつ効果的な施設の運営・維持管理	5
(3)	リスク分担の明確化による安定した事業運営	6
V	結論	6

I 特定事業の選定に係る評価の趣旨

愛知県（以下、「県」という。）は、2025年1月10日に公表した「愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術劇場の運営（愛知県芸術劇場等運営等事業）実施方針」において定めた「愛知県芸術劇場等運営等事業」（以下、「本事業」という。）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）第7条に基づき特定事業として選定するに当たり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、県が2025年1月10日に公表した、「愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術劇場の運営（愛知県芸術劇場等運営等事業）実施方針」の定めに従う。

II 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

（1）事業名称

愛知県芸術劇場等運営等事業

（2）事業に供される公共施設の種類

愛知芸術文化センター

※愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第1条第2項に掲げる芸術文化の振興及び普及を図るための施設として、名古屋市東区に設置されている施設（愛知県美術館、アートライブラリー（地下1階）、地下3・4階駐車場を除く。）

（3）公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

（4）事業目的

1992年10月に開館した愛知芸術文化センターについては、2014年度の指定管理者制度の導入を契機として、利用者サービスの向上や、より質の高い舞台芸術の創造・発信を実現した一方、充実した施設機能や名古屋「栄・都心部」という恵まれた立地を生かしきれておらず、美術館の企画展や劇場の公演時以外の人流が少なく、また、愛知芸術文化センターの存在感を十分に発揮できていない等の課題を抱えている。

さらに、愛知県芸術劇場については、自主事業の再構築や、戦略的に公演を誘致するために必要な貸館事業の柔軟化により、劇場としてのブランドイメージやプレゼンスを一層向上させる余地がある。

こうした課題を解消し、開館30年を過ぎた愛知芸術文化センターの今後の一層の活性化を図るため、愛知芸術文化センターの建物管理及び愛知県芸術劇場の運営手法として、民間事業者のノウハウ等を最大限に活用することを目的として公共施設等運営権方式（以下「コンセッション方式」という。）を導入することとし、利用者サービスの更なる向上と効率的かつ効果的な運営を実現する。

特に、愛知県芸術劇場の運営については、「大ホール」「コンサートホール」「小ホール」といった機能、定員等が異なる3つのホールの特性を十分に生かし、

オペラ、ダンス、クラシック音楽、演劇、ミュージカル、芸能、メディア芸術、ライブエンターテインメントといった多彩なジャンルにわたって、質が高く、集客力と収益性、発信力と創造性のある公演を継続的に実施し、愛知県の舞台芸術の拠点施設として、機能の強化が図られることを目指している。

また、県民に開かれた公立劇場としての役割を果たすため、県民がその年齢や性別、障害の有無、経済的な状況、居住する地域、国籍などにかかわらず等しく舞台芸術を鑑賞、参加することができる環境を整備し、アクセシビリティが高い劇場運営を目指す。

さらに、地域における次代を担うプロフェッショナルな舞台芸術人材の育成や地域の文化力向上等のため、地域の学校や実演団体等に、利用しやすい利用料金で芸術表現の機会を提供し、本県の文化芸術振興のシンボルとなる施設として、広く県民に親しまれ、誇れる劇場を目指している。

本事業を通じて、民間事業者の創意工夫により利用者の満足度が高まるとともに、県民・利用者、運営に当たる事業者、行政のそれぞれにとってメリットが高まる三方良しの運営を実現することを目的とする。

(5) 事業概要

ア 事業方式

県が、事業者に対して、PFI 法に基づくコンセッション方式により、愛知芸術文化センターの運営権を設定する。

事業者の使用許可権限を付与するため、公の施設の指定管理者制度（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）を併用する。

なお、Ⅱ-1-(5)-ウ-①-c 愛知県芸術劇場の運営業務のうち、公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）が従来より実施している公演事業、普及啓発事業及び人材養成事業に関する業務は、文化振興事業団がその業務の全部又は一部を引き続き実施するものとする。また、文化振興事業団が実施する事業は、事業者との共催とし、愛知県芸術劇場の自主事業とする。

さらに、愛知県芸術劇場の舞台機構の運用・管理、利用者に対する舞台技術面における支援などを行う業務等については、その一部を文化振興事業団が担うこととし、事業者は、その業務を文化振興事業団に委託することとする。

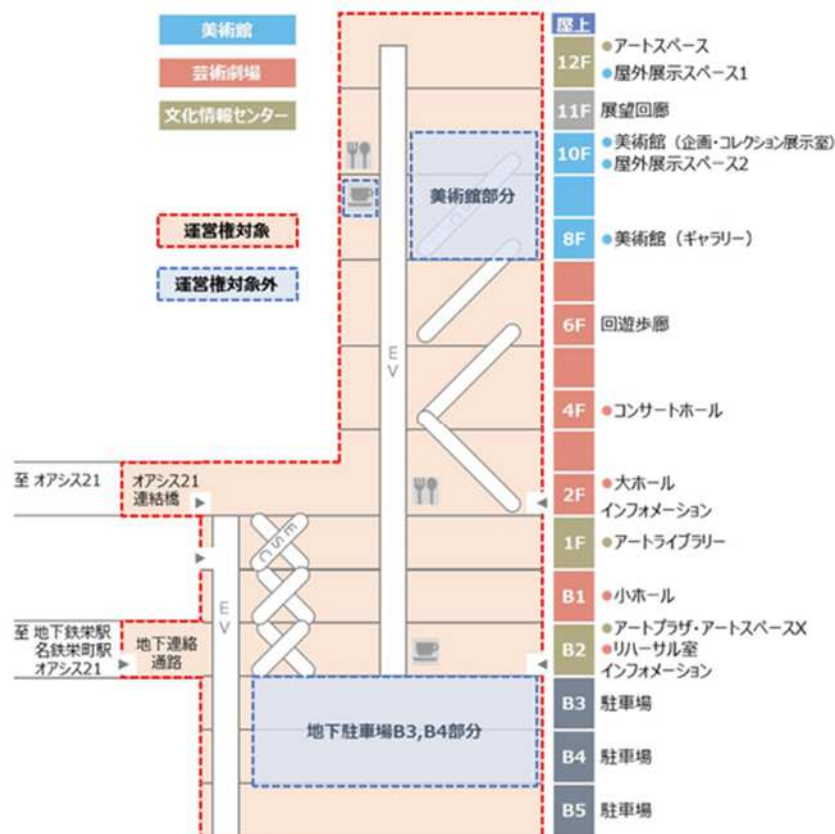
イ 対象施設及び事業場所の概要

① 運営権設定対象施設

愛知芸術文化センター

※愛知芸術文化センター条例（平成 3 年愛知県条例第 2 号）第 1 条第 2 項に掲げる芸術文化の振興及び普及を図るための施設として、名古屋市東区に設置されている施設（愛知県美術館、アートライブラリー（地下 1 階）、地下 3・4 階駐車場を除く。）

図表 1 運営権設定対象施設



- ② 事業場所
名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号

ウ 事業範囲

本事業の範囲は以下の①、②に掲げるものとする。

業務の対象施設は、Ⅱ-1-(5)-イ-①に示す運営権設定対象施設とする。ただし、以下の b 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務については、愛知県美術館及びアートライブラリー地下 1 階部分も対象とする。

① 特定事業

特定事業は次の a から e とする。

a 統括管理業務

- ・ 統括マネジメント業務
- ・ 総務・経理業務
- ・ ガバナンス業務

b 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 舞台設備保守管理業務
- ・ 修繕業務
- ・ 清掃業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 植栽維持管理業務

- ・ 外構管理業務
- ・ 芸術文化情報システムの維持管理業務
- ・ 備品保守管理業務
- ・ 緊急・救急対応に関する業務
- ・ その他業務（光熱水費の支払い等）
- c 愛知県芸術劇場の運營業務
 - ・ 戦略立案及びその実施に関する業務
 - ・ 各ホール等の運営等に関する業務
 - ・ 集客促進に関する業務
- d 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務
 - ・ 施設・空間及び敷地を有効活用した業務
 - ・ 愛知県美術館や近隣施設等連携して実施する業務
 - ・ その他施設の利用等に関する業務
- e 運営事業開始準備業務

② 任意事業

応募企業及び応募グループの構成企業又はこれらが出資する会社（事業者を含む）は、運営期間中、計画地において、都市公園法第2条第2項第7号の政令で定める便益施設（飲食店、売店等）等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等、本事業の特定施設の価値を高め、相乗効果が期待できる事業について、関係法令を踏まえた上で、必要に応じて任意に事業を行うことができる。

任意事業に係る費用については、事業者の負担とし、県は負担しない。

（6）事業期間

① 本事業の事業期間（予定）

本事業の事業期間は、実施契約に定める運営事業開始準備業務の開始日（2026年4月を予定。）に始まり、2042年3月に満了するものとする。

運営権の存続期間は、運営権の設定を受けた日（運営事業開始準備業務が終了する翌日。2027年4月を予定。）から事業期間の終了日までとする。

なお、Ⅱ-1-（6）-②の定めにより、事業期間が延長された場合は、当該延長後の終了日までをいう。

② 本事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、事業者及び県は、事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、事業者と県が協議により合意した期間だけ、事業期間を延長することができる。

Ⅲ 選定の基準及び評価の方法

1 選定の基準

現状、指定管理者制度を採用しているが、PFI 事業として実施することにより、事業期間を通じて民間が効率的かつ効果的に実施できることを選定の基準とした。

2 評価の方法

本事業は、PFI 法に基づき、愛知芸術文化センターの建物全体と愛知県芸術劇場の運営・維持管理を一体化することにより、利用者サービスの更なる向上と効率的かつ効

果的な運営を実現するため、県が事業者に対して、公共施設等運営権（コンセッション）方式により、対象施設の運営権を設定する。

定量評価、定性評価ともに対象施設の運営を対象として実施する。

IV 評価内容

1 定量評価

現状、指定管理者制度を採用しているが、本事業をPFI事業として実施した場合、約10%の県財政負担額の削減効果（VFM）が見込まれる。

2 定性評価

本事業をPFI事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することができる。

（１）事業者の投資による地域における文化芸術の拠点としての賑わい創出

本事業では、本事業をPFI事業として実施し、愛知芸術文化センターの建物全体と愛知県芸術劇場の運営・維持管理を一体化することにより、施設に備わる充実した機能や名古屋「栄・都心部」という恵まれた立地を生かし、利用者サービスの更なる向上と効率的かつ効果的な運営を実現することを目指している。

開館30年を経過した愛知芸術文化センターが、地域における文化芸術の拠点として賑わいを創出していくためには、施設の魅力を高めるための設備刷新や劇場・ホールにおける新たな公演事業等への投資が必要である。これらについて、コンセッション方式を導入することにより、民間事業者による投資が期待できる。

また、設備刷新や新たな公演事業への投資といった民間活力を誘起する上で、愛知芸術文化センターの立地と、コンセッション方式の特徴である民間事業者の創意工夫に基づく柔軟な価格戦略の導入や長期的な事業期間の設定、経営裁量がインセンティブになると考えられる。

特に、愛知芸術文化センター全体の活性化については、施設内でこれまで十分に活用されていなかったエリアへの利用料金の設定など、事業者の創意工夫による施設の活性化が期待できる。

さらに、愛知県芸術劇場の運営については、主催事業の再構築、貸館事業の柔軟化による戦略的な公演誘致等により、多様な層を引き付ける劇場としてのブランドイメージの向上や賑わいの創出が期待できる。

（２）効率的かつ効果的な施設の運営・維持管理

本事業をPFI事業として実施する場合、利用料金の柔軟な設定や利用者のニーズに応じた投資、付加的なサービス提供等を柔軟に行うことができるなど、事業者は高い自由度を持って施設の運営・維持管理を行うことができる。

事業者のノウハウ等を活用した劇場・ホールでの公演、共有スペースでのイベントの開催など、地域における文化芸術の拠点としての機能強化が期待できる一方、事業者による長期スパンでの運営・維持管理の実施によりローコストオペレーションが可能となる。

これらにより、事業者が持つ施設の維持管理や劇場・ホールの運営に関するノウハウが最大限活用でき、効率的かつ効果的な施設の運営・維持管理が期待される。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を、県と事業者の間で締結する公共施設等運営権実施契約において明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、円滑な業務遂行や安定した事業運営の確保が期待される。

V 結論

本事業を PFI 事業として実施し、事業者の創意工夫やノウハウを活用することで、約 10%の県財政負担額の削減という定量的な効果が見込まれるとともに、評価内容に提示した様々な定性的な効果が期待できる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適切であると認められるため、PFI 法第 7 条に基づき、特定事業として選定する。